

公 示 日 : 2022 年 11 月 2 日 (水)

調達管理番号 : 22a00607

国 名 : ザンビア

担 当 部 署 : 社会基盤部 都市・地域開発グループ 第二チーム

調 達 件 名 : ザンビア国ルサカ都市圏総合開発マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査 (上下水/都市衛生)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 上下水/都市衛生

(2) 格 付 : 3 号

(3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2022 年 12 月中旬から 2023 年 3 月中旬

(2) 業務人月 : 現地 0.70、国内 0.50、合計 1.20

(3) 業務日数 : 準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	21 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部

(2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部

(3) 提 出 期 限 : 2022 年 11 月 16 日 (水) (12 時まで)

(4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限 (時刻) までにその旨をお電話で 03-5226-6608 まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプ

ロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年11月29日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	上下水／都市衛生に係る各種調査
対象国及び類似地域	ザンビア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

我が国は、2009年の開発計画調査型技術協力「ルサカ市総合都市開発計画調査」において、同市における都市交通分野の開発戦略を含む総合的な都市開発計画（以下、「都市開発MP」とする）の策定を支援した。また本都市開発MPの下、我が国は無償資金協力「ルサカ南部地域居住環境改善計画」や、ルサカ市役所への「都市計画アドバイザー」の派遣等を通じ、支援を行ってきた。

日本政府による協力以外にも、ルサカ市役所をはじめとするザンビア政府機関は、都市開発MPを指針に、独自予算や他ドナー資金を活用し、ルサカ大都市圏の都市交通・都市開発を推進してきた。一方、2009年当時に想定していた以上に都市人口の増加が進み、自動車交通需要の増加に伴うピーク時間帯の渋滞

の慢性化、コンパウンド地区等の無秩序な拡大に、必要な都市インフラの整備が追い付いていない。また、ザンビアではこれまでに、コレラ等感染症の定期的な感染流行が確認されており、その要因としての不十分な上下水設備・廃棄物処理施設が課題となっている。

2019年地方自治省が発表した「Guideline for Integrated Development Plan」に基づき策定を指示した Integrated Development Plan (IDP) に関し、ルサカ市役所は2019年度に策定事業の予算化がなされ、2020年度に情報収集フェーズの活動が開始されたが、コロナ禍や大統領選挙等の理由で、IDP策定は大幅に遅れている。

このような背景の中、都市開発MP策定から10年以上経過した今次、ザンビア政府は我が国に対し、ルサカ大都市圏総合開発計画（The Integrated Development Plan for the Greater City of Lusaka）の策定支援について要請を行った。これに対し、「ザンビア国ルサカ市における都市開発及び都市交通に係る情報収集・確認調査」の結果から、IDPは自治体開発計画であり、現在、ルサカ大都市圏が具体的に定義されていないこと、市を超える範囲でのルサカ大都市圏を統括する広域自治体は存在しないこと、自治体単位のIDPでは自治体行政区域を超える都市圏での広域開発方針・長期戦略・広域インフラの整備方針の策定が難しいことが確認された。その結果、①広域開発戦略（ルサカ大都市圏の開発方針、将来都市構造、土地利用構想及びセクター開発方針（都市交通、上下水道、住環境改善））の策定（想定C/P：地方自治農村開発省）、②ルサカ市IDP策定のための能力強化（想定C/P：ルサカ市役所）、③ザンビア関係機関の計画策定能力、連携・調整能力強化を成果（案）とする協力「ルサカ大都市圏総合開発マスタープラン策定プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」とする）にかかる詳細計画策定調査（以下、「本調査」とする）を実施するに至った。

ザンビアの首都として、また、複数国際回廊の結節点に位置するルサカ大都市圏が持続的に発展するためには、計画的な都市開発計画を立案することが極めて重要であり、我が国の対ザンビア国別開発協力方針においても、「経済活動を支える質の高いインフラの整備・強化」を重点課題としている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2022年12月中旬～2023年1月中旬）
- 1) 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、ザンビア側関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
 - 2) JICAが現地業務前に開催するザンビア側関係機関（C/P機関等）とのオンライン会議に出席し、1)で作成した質問票（案）に基づいて説明を行い、可能な範囲で回答を得るとともに残りの回答を現地で回収するため準備いただくことを依頼する。
 - 3) 2)の結果を踏まえて、インセプションレポート（英文）（詳細計画策定調査における調査計画、方針、面談先等）を検討・作成し、JICA社会基盤部及びザンビア事務所と事前に連絡・調整の上、現地渡航前の対処方針会議に出席し、現地における業務内容を整理する。
 - 4) 詳細計画策定調査報告書（案）（和文）の目次案をJICA及び他団員とともに検討する。
- (2) 現地業務期間（2023年1月中旬～2023年2月上旬）
- 1) 現地業務開始時に、JICAザンビア事務所にインセプションレポート（(1)3)で作成）を提出の上、打合せに参加する。
 - 2) ザンビア側の政府、ドナー、その他関係機関等との面談等を通じて、以下にかかる情報収集・分析・提案を行うとともに、担当分野にかかる議事録と収集資料リストを作成する。なお、以下の多くは「ザンビア国ルサカ市における都市開発及び都市交通に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート（配付資料）」に記載のあるものである。このため、本調査では情報収集・確認調査の全ての項目を詳細に調査・更新することは想定しておらず、プロジェクトの目的・方針に基づき、優先度を設定した調査が求められる。プロポーザルにおいて、考え方・方針を提案すること。
- 上下水／都市衛生**
- ① 都市開発MPのレビュー、関係機関等からのヒアリング、ニーズ調査、課題分析を踏まえ、都市圏広域開発戦略の目標年次、主要項目を提案する。
 - ② 上下水／都市衛生分野の状況・課題・本プロジェクトで取り組む事項を調査・提案（ローカルコンサルタントのTORや候補リスト含む）。
 - ③ ルサカ市及び周辺地域（Chongwe, Kafue, Chilanga, Chibombo）（以下、「ルサカ大都市圏」とする）の上下水／都市衛生（ゴミ、廃棄物、

感染症等)の行政組織と自治体(所掌業務、権限)

- ④ 上下水/都市衛生制度、法律、政策、計画、政府予算、ドナー予算等
 - ⑤ 上下水/都市衛生(廃棄物処理)の事業者の運営体制
 - ⑥ 上下水/都市衛生関連で計画・実施中の事業のリストアップ
 - ⑦ 雨水排水の現状分析(洪水被害を含む)
 - ⑧ コンパウンド地区における上下水整備状況、井戸水源・共同水栓水源の汚染、廃棄物処理・汚水処理状況
 - ⑨ (本格協力においてパイロットプロジェクトが必要と判断された場合)想定される内容の検討・提言
- 3) 調査結果に基づき、JICAと政府機関との協議に同席し、担当分野の範囲からのコメント等を行うとともに議事録を作成する。
 - 4) 調査結果に基づき、担当分野に係る協力計画案について、提言を取りまとめる。
 - 5) 担当分野に係る現地調査結果を調査団内及びJICAザンビア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2023年2月上旬~2023年2月下旬)

- ① 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告するとともに、本格協力開始に必要な検討事項にかかる助言を行う。
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書(和文和文、電子データ、簡易製本3部)

2023年2月28日(火)までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月)」の「Ⅹ. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄ドバイ⇄ルサカを標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 1 月 15 日～2 月 4 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

現時点でザンビア入国時には、新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了している渡航者であれば、新型コロナウイルス陰性証明書は必要なく、ワクチン接種の完了を証明することが求められています（隔離期間はなし）。最新の状況は在ザンビア日本大使館等のホームページをご参照ください。

2) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ① 総括（JICA）
- ② 協力企画／環境社会配慮（JICA）
- ③ 都市計画／都市交通（JICA が別途契約するコンサルタント）
- ④ 上下水／都市衛生（本コンサルタント）

3) 便宜供与内容

JICA ザンビア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎：あり
- ② 宿舍手配：あり
- ③ 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- ④ 通訳備上：なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ：JICA が主要な CP 連絡先をお知らせしますの
で JICA と相談しつつ、直接連絡をとっていただきアレンジ願いま
す。事前に JICA から CP にはレターを発出し、受け入れに対する協
力依頼をします。

⑥ 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第二チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp（担当：荻野）宛にご連絡ください。
 - ① ザンビア国ルサカ市における都市開発及び都市交通に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート（2022年2月）
- 2) 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ① ザンビア国ルサカ市総合都市開発計画調査ファイナルレポート和文要約（2009年3月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000247317.html>
 - ② ザンビア国ルサカ南部地域居住環境改善計画準備調査報告書（2011年4月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000256675.html>
- 3) 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ① 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
 - ② 提供依頼メール
 - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所等において十分な情報収集を行うと

もに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上